

情報セキュリティ管理規定

第1条 目的

本規定は、協会が保持する情報を協会運営に有効活用するため、全ての役員に対し情報セキュリティに関する行動規範を示し、必要な情報セキュリティレベルを確保することにより、協会運営に寄与することを目的とする。

第2条 対象情報

本規定の対象情報は記録媒体を問わず、協会内に保管する全ての電子化情報、非電子化情報とし、運営に関する記憶情報を含む。

第3条 適用範囲

本規定は役員、監事、元協会役員に適用する。

第4条 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は情報の管理、運用に関して協会に提言を行う。

(2) 委員は情報セキュリティの総括責任者としての会長が理事会の議決を経て指名する。

(3) 委員には理事長、事務局長、財務会計を含み、委員相互で委員長を指名する。

第5条 規定の改廃

本規定の変更および廃止は情報セキュリティ委員会が提案し理事会で承認されて施行される。

第6条 目的外使用の禁止

情報は定められた目的以外には使用してはならない。

(2) 情報および情報システムは、私的な目的に使用してはならない。

(3) 情報は非合法な手段による使用、協会規約に違反した使用および社会通念に反する使用をしてはならない。

(4) 情報は提供者に強要してはならない。

第7条 情報の開示

協会外へ情報を開示する場合は、情報管理者（会長）の許可を得なければならない。

第8条 情報の保管期限

情報は保管期限を定め期限内に返却または廃棄しなければならない。

第9条 協会事業における管理体制

協会各事業には情報セキュリティ担当者を配置し、規定に沿った情報管理を行わなければならない。

第10条 緊急事態への対応

情報の漏洩等、緊急事態が発生した場合は、各事業の責任者又は情報セキュリティ担当者が迅速に情報セキュリティ委員と情報管理者（会長）に報告・相談しなければならない。

(2) 緊急事態が発生した場合は、情報管理者（会長）の指揮のもとに対応する。

第11条 情報セキュリティ監査

情報セキュリティ担当者は定期的に管理状況を理事会に報告しなければならない。

(2) 緊急事態が発生した場合は、その対応について早急に理事会において報告しなければならない。

2021年4月1日施行

以上